

設計・施工技術検討会(三者協議)
運用ガイドライン(案)

令和7年1月
岩手県県土整備部

目 次

1. ガイドライン(案)策定の背景	---	1
(1) 土木工事の特徴と課題		
(2) ガイドライン策定の目的		
(3) 運用にあたっての留意事項		
2. 三者協議の概要	-----	2
(1) 対象事業		
(2) 対象工事		
(3) 開催時期及び開催回数		
(4) 構成員		
3. 三者協議の実施	-----	3
(1) 運営(発注者の役割)		
(2) 開催準備		
(3) 実施		
(4) 確認方法		
4. 設計者との契約	-----	5
5. 三者協議実施フロー(案)	-----	6
6. 関係様式	-----	7
7. 関係通知	-----	8

1. ガイドライン（案）策定の背景

(1) 土木工事の特徴と課題

発注者が土木工事の設計図書を作成する場合は、事前に施工条件を十分調査し、施工上影響を与える条件については設計図書に明示することとされている。

しかしながら、発注者による事前調査には限界があるため、設計図書に示した施工条件と現場が一致しない場合や、想定外に現場条件が変化するなど、その迅速な対応の遅れが工事現場の円滑な施行に重要な役割となっている。

(2) ガイドライン策定の目的

土木工事のより一層の円滑な施工を図るために、平成18年度に「岩手県県土整備部発注工事における設計・施工技術検討会の試行要領」（以下、「試行要領」という。）を策定したところである。

その後、各公所において試行要領に基づき「設計・施工技術検討会」（以下、「三者協議」という。）を実施してきたが、開催時期や回数、運営方法等について問い合わせがあるなど、改めて施工者、設計者及び発注者（以下、「三者」という。）が正しいルールについて理解する必要があると判断し、本ガイドライン（案）を策定したものである。

(3) 運用にあたっての留意事項

- ・三者協議は、設計者に対して設計の問題点を指摘する場ではない。問題点があれば三者で問題解決に努めること。
- ・新技術やコスト縮減に関する提案等があれば意見交換を行う。
- ・三者協議に必要な資料は、既存資料を抜粋するなど軽微なもとする。なお、その他新たに資料の作成等が必要な場合は、発注者が必要な額を適宜計上する。

2. 三者協議の概要

(1) 対象事業

岩手県県土整備部が所管する**公共工事(土木工事)**とする。

(2) 対象工事

三者協議の対象は、次に該当する工事の中から**発注者が決めるもの**とする。

- ① 構造計算を伴う重要構造物を含む工事（橋梁、トンネル、ダム、堰、樋門等）
- ② 複雑な設計条件のある工事（地盤条件〔軟弱地盤等〕、水理条件、施工計画等）
- ③ 作業工程に制約のある工事
- ④ 工事受注後、施工者から三者協議の申し出があるもの
- ⑤ その他、上記以外の工事

(3) 開催時期及び開催回数

ア 開催時期

- ・施工者が土木工事共通仕様書1-1-1-3（設計図書の照査等）に基づき設計図書の照査及び現地調査を実施した後とする。

イ 開催回数

- ・原則1回とする。なお、現場条件の特殊性等に応じて、2回以上開催することができる。

(4) 構成員

ア 施工者

- ・現場代理人、主任技術者、監理技術者等

イ 設計者

- ・当該工事に係る詳細設計等（調査解析を含む）を実施した設計者等の管理技術者、担当技術者等、設計・施工条件を説明できる者（2名を標準とする。）

ウ 発注者

- ・監督職員（総括監督員、主任監督員、監督員）等

3. 三者協議の実施

(1) 運営(発注者の役割)

- ① 三者協議の開催日を調整し、施工者及び設計者に三者協議の出席を要請する。
- ② 三者協議に必要な資料の印刷は発注者が行う。
- ③ 三者協議の進行は監督職員が行う。

(2) 開催準備

ア 施工者

- ・土木工事共通仕様書 1-1-1-3 (設計図書の照査等) を踏まえた照査を実施。
- ・施工計画書等立案に際し、疑問点及び確認を要する事項があった場合は「工事打合簿(様式第43号)」に**疑問点及び確認を要する事項**を記載し、施工計画書提出前に発注者に1部提出する。

イ 発注者

- ・施工者から「工事打合簿(様式第43号)」の提出があった場合には、内容を確認し、設計成果に係るものは速やかに「工事打合簿(様式第43号)」の写しを設計者に提供する。なお、原本は発注者が保管する。

ウ 設計者

- ・発注者から「工事打合簿(様式第43号)」の提供があった場合には、回答資料を作成し発注者に2部提出するとともに、回答内容について発注者から確認を得るものとする。(回答資料の様式は任意とする)
- ・発注者へ提出する回答資料の1部は、三者協議に必要な会議資料の印刷用(原稿)とする。

(3) 実施

ア 施工者

- ・土木工事共通仕様書 1-1-1-3 (設計図書の照査等) を踏まえた照査結果及び発注者へ提出した「工事打合簿(様式第43号)」に係る**疑問点及び確認を要する事項**について説明する。

イ 設計者

- ・設計思想及び施工上の留意点等を説明する。

ウ 発注者

- ・事業目的、特記仕様書に記載の協議調整状況及び現地条件等の工事全般に関する注意事項等を説明する。
- ・施工者から提出のあった「工事打合簿(様式第43号)」に係る**疑問点及び確認を要する事項**の回答は、発注者が回答する。なお、必要に応じて設計者が回答する。

(4) 確認方法

- ・発注者は、三者会議の協議結果及び対応を別紙様式「設計・施工技術検討会会議内容確認書」に記入する。なお、記入後は三者それぞれで内容を確認し記名押印する。
- ・記名押印した「設計・施工技術検討会会議内容確認書」の原本は発注者が保管し、写しを施工者及び設計者が保管する。
- ・三者協議により確認した事項について、発注工事の設計変更を要する事項があった場合には、三者においてその責任範囲を明確にする。

(記載例)

(別紙様式)

設計・施工技術検討会(三者協議) 会議内容確認書

【記載例】

公所名等：〇〇広域振興局土木部

工 事 名	一般国道〇〇〇号〇〇橋上部工製作架設工事			
会 議 日	令和〇年〇月〇日	場 所		
発 議 者	構〇〇建設 現場代理人 〇〇 〇〇	設計者等名		
【協議内容】 架設ヤードの現地確認の結果、地盤が軟弱なため地盤改良を含めた架設工法の再検討が必要と考えます。 架設ヤードの地盤に係る設計者の見解及び上部工架設にあたっての注意事項等がありましたら情報提供願います。				
【協議結果】 想定を超えた降雨により、改良済み区間の表面水及び地下排水が架設ヤードに流入し、地盤が泥濘化したと考えられる。 よって、架設ヤードの地盤調査を実施し、現架設工法の妥当性を確認する。 なお、地盤調査に必要な経費は、契約書別記第18条第1項第4号を適用し、設計変更の対象とする。				
【協議結果の対応】 施工者：地盤調査(〇〇試験)を実施し、調査結果について設計者及び発注者に報告する。 設計者：施工者からの地盤調査結果の報告を受け、現架設工法の妥当性について検討し、検討結果について施工者及び発注者へ報告する。 発注者：設計者からの検討結果の報告を受け、必要な措置を施工者へ指示する。 なお、地盤調査等に必要な経費は技術管理費に計上する。				
出 席 者	施 工 者	監理技術者 〇〇 〇〇 印	現場代理人 〇〇 〇〇 印	工事部長 〇〇 〇〇 印
	設 計 者	管理技術者 〇〇 〇〇 印	設計担当者 〇〇 〇〇 印	印
	発 注 者	総括監督員 〇〇 〇〇 印	主任監督員 〇〇 〇〇 印	監督員 〇〇 〇〇 印

4. 設計者との契約

(1) 契約の種類

随意契約とする。

〔根拠法令〕 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

〔随意契約理由〕

例：本業務は、〇〇工事の品質確保を目的に設置する設計・施工技術検討会の中で、設計者として設計意図の説明や設計図書と現場の整合性、施工段階で発生する条件変更等を協議・検討する業務であり、当該設計を担当し設計内容を熟知しているものでなければ目的の達成に著しい支障が生じるおそれがあるため。

〔選定理由〕

例：選定業者は、〇〇工事に係る設計業務を担当しており、設計の意図や施工上の留意点に精通している。

(2) 必要経費の積算

ア 業務委託料の積算

$$\begin{aligned} \text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= \{[(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] \\ &\quad + (\text{一般管理費等})\} \times \{1 + (\text{消費税率})\} \end{aligned}$$

イ 直接人件費（会議に要する費用）

1回当たり主任技師0.5人と技師（A）0.5人の計上を原則とする。

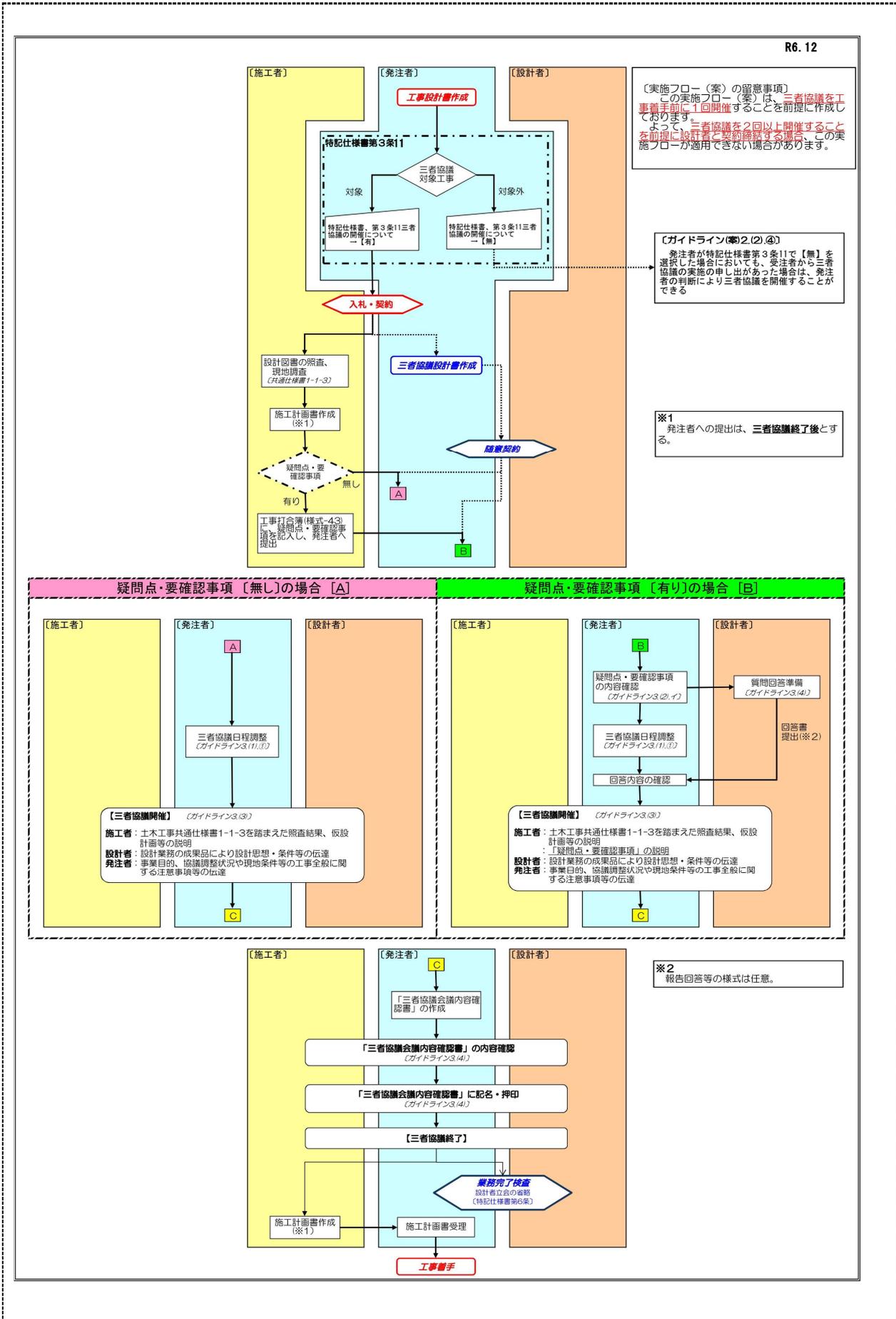
ウ 直接経費

直接経費は設計業務等標準積算基準により、必要な項目を計上するものとする。

エ その他原価及び一般管理費等

設計業務等標準積算基準によるものとする。

5. 三者協議実施フロー(案)



6. 関係様式

(別紙様式)

設計・施工技術検討会(三者協議) 会議内容確認書

公所名等：

工 事 名				
会 議 日		場 所		
発 議 者		設計者等名		
【協議内容】				
【協議結果】				
【協議結果の対応】				
施工者：				
設計者：				
発注者：				
出 席 者	施工者	印	印	印
	設計者	印	印	印
	発注者	印	印	印

7. 関係通知

(1) 岩手県県土整備部発注工事における設計・施工技術検討会の試行要領

岩手県県土整備部発注工事における設計・施工技術検討会の試行要領

(目的)

第1 発注者は事前に施工条件を十分調査し、それに対応した設計図書を作成すると共に、施工上影響を与える条件について明示することとされている。

しかしながら発注者による事前調査には限界があり、設計書に示された施工条件が、実際と一致しなかったり、設計図書で想定していなかった条件が発生したりすることが起こり、場合によっては、工事の遅延など円滑な施工に影響が生じることもある。こうしたことをふまえ、発注者と工事受注者（以下「施工者」という。）、当該工事に係る詳細設計等を担当したコンサルタント等（以下「設計者」という。）の三者による技術検討会（以下「設計・施工技術検討会」という。）を開催し、設計図書と現場との整合性、設計意図の確認などを行い、必要な設計変更の対応について協議し、事業執行の円滑化を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2 当面、以下に該当する工事で発注者が必要と判断した工事を試行対象とする。

- (1) 重要構造物を含む工事（橋梁、トンネル、ダム、堰、樋門等）
- (2) 上記以外の工事で、発注者が必要と認める工事

(会議の構成員)

第3 設計・施工技術検討会の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 発注者：監督職員（総括監督員、主任監督員、監督員）等
- (2) 施工者：現場代理人、主任技術者、監理技術者等
- (3) 設計者：当該工事に係る詳細設計等（調査解析を含む）を実施したコンサルタント等の管理技術者、担当技術者等、または設計・施工条件を説明できる者（2名を標準とする。）

(当該工事の特記仕様書への明示)

第4 発注者は、対象となった工事について、特記仕様書によって設計・施工技術検討会の開催を明示する。特記仕様書への記載は、別紙のとおりとする。

また、特記仕様書に記載がない場合においても、発注者、施工者のいずれかの申し出があれば開催可能なことから適宜実施することとする。

(設計者への設計・施工技術検討会の開催に係る工事情報の提供)

第5 発注者は、当該工事に関係する設計者に対し、設計・施工技術検討会の対象とすることと工事発注時期等の情報を提供するものとする。

(施工者の対応)

第6 施工者は、工事受注後、速やかに設計図書の照査及び現地調査を実施して施工計画書（案）を作成するとともに、施工にあたっての疑問点、確認する事項等を整理して、会議の開催希望時期、照査結果及び疑問点等を監督員に報告するものとする。

(設計・施工技術検討会の開催時期)

第7 施工者が設計図書と現地との照査等の完了後、発注者が会議を招集する。

ただし、工事着手後の条件変更等によっては、必要に応じて2回目以降を開催できるものとする。

(設計・施工技術検討会の協議の対象とする事項)

第8 設計・施工技術検討会の協議の対象とする事項は、次のとおりとする。

- (1) 詳細設計の設計意図に関する事項
- (2) 建設工事請負契約書第18条(条件変更等)に関する事項
- (3) 土木工事共通仕様書1-1-1-3(設計図書の照査等)に関する事項
- (4) 土木工事共通仕様書3-1-1-5(数量の算出)に関する事項
- (5) 土木工事共通仕様書3-1-1-7(工事完成図書の納品)に関する事項
- (6) 設計業務等委託契約書第40条(契約不適合責任)に関する事項

(実施要領)

第9 設計・施工技術検討会の実施要領は、次によるものとする。

- (1) 施工者が行う設計図書の照査
施工者は、土木工事共通仕様書1-1-1-3(設計図書の照査等)により設計照査等を行い、監督員に確認できる資料及び質問書を書面により提出し、発注者に設計・施工技術検討会の開催を要請する。
- (2) 設計・施工技術検討会の開催
発注者は、施工者から提出された資料及び質問書により出席が必要な関係者及び開催時期を検討し、調整を行う。また、設計成果に関する内容等については事前に設計者に伝えるものとする。
- (3) 設計・施工技術検討会の運営
ア 発注者(総括監督員または主任監督員)は設計・施工技術検討会の進行を行うものとするが、会議の開催時に本会議の趣旨説明を行い、設計者に対する問題点の指摘等を目的としない旨の説明を行う。
イ 設計者は、当該工事に係る詳細設計報告書等により設計意図を説明し、施工者が作成、提出した質問書等には、発注者または設計者が回答する。
ウ 設計・施工技術検討会の各参加者は、契約図書である設計図等と現場の整合性、設計意図を確認したうえで、当該工事に關し必要な設計変更の内容を確定するとともに、その対応を協議する。
※会議を効率的に実施することから、事前調整(課題の事前伝達等)により回答時間の短縮、会議資料の適正化に努めることとする。
- (4) 確認書の作成
発注者は設計・施工技術検討会での協議確認事項をまとめ、関係者相互の確認を受けるものとする。

(設計変更の対応)

第10 設計・施工技術検討会に基づく設計変更の対応は、次によるものとする。

- (1) 確認書の作成
設計・施工技術検討会により整理された事項について必要な設計変更の内容を確定し、その実施者、負担者について明記した確認書を発注者、施工者及び設計者の三者で取り交わして責任範囲を明確にするものとする。
- (2) 設計者の実施、負担となる場合の対応
ア 設計図書の修正が軽微なもの
発注者が設計者に修正を要請する。(修正費用は無償とする。)
イ 設計図書の修正が軽微でないもの
設計業務等委託契約書第40条第1項に基づき修補の請求を行うものとする。

(設計者との契約等)

第11 1回目の設計・施工技術検討会については、発注者が設計者と委託契約(設計協議等の経費を計上して随意契約)を締結することとする。

なお、検討会に使用する資料等は設計者または施工者が用意するものとする。
ただし、発注者が複数回の開催が必要と判断した場合の費用負担については、開催目的等に応じて、三者の協議により決定することとする。

附 則

この試行要領は、平成 19 年 4 月 1 日以降に入札に付す工事から適用する。

附 則

この試行要領は、平成 27 年 12 月 1 日以降に委託契約に係る見積依頼通知を行うものから適用する。

附 則

この試行要領は、令和 7 年 1 月 1 日以降に入札に付す工事から適用する。

別紙

○特記仕様書の記載例

<p>11 受発注者間の情報共有（設計・施工技術検討会（三者協議））について</p> <ul style="list-style-type: none">▪ 本工事は、設計の意図及び目的の的確な伝達と反映、工事施工段階における必要な設計変更の内容を確定するとともに、その対応を協議する「設計・施工技術検討会」の設置対象工事である。▪ 受注者は、「共通仕様書第1編1-1-1-3（設計図書の照査等）」により設計照査等を実施し、監督職員に確認できる資料及び質問書を書面により提出する。▪ 開催回数は、原則1回とするが、発注者が必要と認めた場合は複数の開催ができるものとする。▪ 対象「無」の場合においても受注者から実施の申し出を行うことができる。	<p>対象の有無</p> <p>有</p>
--	------------------------------

附 則

このガイドライン（案）は、平成27年10月16日から施行する。

附 則

このガイドライン（案）は、令和7年1月1日から施行する。